

# 家庭調書【様式2-2】記入方法

様式 2-2

家庭調書(授業料免除)												
学生番号	N	2	5	M	0	0	0	フリガナ名	シマダイ ジロウ			
受験番号								氏名	島大 次郎			
現住所等	本人	(〒690-8504) 島根県松江市西川津町1060					家族	(〒690-8504) 島根県松江市西川津町1060				
		☎(携帯等) 090-9999-9999						☎(携帯等) 0852 - XX - XXXX				

入学時住所変更 有・無  
(新入生のみ選択)

## 【収入内訳】

区分	続柄	本人	父	母	祖母	姉		
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
給与所得収入額	給与・賃金					3,200		
	役員報酬							
	専従者給与							
	年金・恩給				1,170			
	失業給付金							
	生活保護費							
	児童手当・児童扶養手当			507				
合計			507	1,170	3,200			
収入内訳	商業・工業							
	個人経営			2,000				
	農・林・水産業							
	自由業(具体的に)							
給与以外の所得額	家賃・地代			100				
	利子・配当							
	内職							
	親戚等の援助							
	退職金							
	保険金							
	資産譲渡所得 山林所得							
合計			2,100					

## 【成績確認】

注：2年次以上の「博士後期課程」、「医学博士課程」又は「専門職学位課程」の学生は、指導教員の承認を得てから申請してください。

博士後期課程(2年次以上)	上記学生は、成績優秀であると認めます 指導教員(必ず自署) 氏名
医学博士課程(2年次以上)	
専門職学位課程(2年次以上)	

## 【成績確認欄】について

2年次以上の大学院博士後期課程、医学博士課程又は専門職学位課程の学生は、指導教員の承認を得てから申請してください。

## 本人・家族の住所等欄について

- 「本人の現住所欄」に申請時の現住所を記入してください。また、新入生については、「入学時住所変更欄」で、本人の住所を入学時に変更するかどうかを、必ず選択してください。
- 「本人のTEL欄」には、本人に直接連絡ができる携帯電話等の番号を記入してください。後日書類の内容等について問い合わせることがありますので、必ず応答してください。
- 「家族の現住所等欄」には、必ず記入をしてください。本人と同一の住所等であっても、空欄にせず正確に記入してください。

## 【収入内訳欄】について

- 千円未満の端数は切り捨ててください。金額は鉛筆で記入してください。
- 各区分の中で、一人に2ヶ所以上からの所得がある場合は、合算し、千円未満の端数を切り捨てた金額を記入してください。  
(例) 祖母 ○○年金 790,300円 △△年金 150,250円 の場合 合計 940,550円 「年金・恩給欄」へ「940」と記入

## 給与所得収入額欄について

【給与・賞金、役員報酬、専従者給与欄】 ※独立生計者のアルバイトも含む。

- 2025年1月1日以前から継続して勤務している場合は、令和7年分の「源泉徴収票」の「支払金額欄」に記載されている金額を記入してください。  
※専従者給与を受けている者で源泉徴収票が無い場合は、「確定申告書(第二表)」等の「事業専従者に関する事項欄」に記載されている金額を記入してください。
- 2025年1月2日以降に転職又は新たに就職している場合は、「給与支払(予定)証明書【様式4】」等に基づき、年間所得金額を記入してください。
- 複数の勤務先がある場合は、それぞれ就職年月に応じて上記1または2により金額を算出し、その合計を記入してください。また、それぞれの提出書類(源泉徴収票等)の余白に就職年月を記入してください。

## 【年金・恩給欄】

年金等受給者の場合は、最新の「年金振込通知書」等に基づき、下記により算出した年間受給金額を記入してください。なお、「年金」には、企業年金、遺族年金、障害年金等も含まれます。

収入額=支払金額×年間の振込回数 ※支払金額とは、介護保険料、所得税(源泉徴収税)等を控除する前の金額です。

## 【失業給付金欄】

申請基準日現在受給している場合は、「雇用保険受給資格者証」に基づき、下記により算出した金額を記入してください。

収入額=「基本手当日額欄」記載の金額×「所定給付日数欄」記載の日数

## 【生活保護費欄】

直近1年間の「生活保護費支給額証明書」等に基づき、年間の受給金額(月額と11月～3月の冬季加算額及び12月の期末一時扶助額等を合計した金額)を記入してください。

## 【児童手当・児童扶養手当欄】

児童手当は、入金額に基づき年間の受給金額を算出し記入してください。児童扶養手当は、最新の「児童扶養手当決定通知書」等に基づき、年間の受給金額を算出し記入してください。

## 給与以外の所得額欄について

- 2025年1月1日以前から事業等が継続している場合や利子・配当等の雑所得を得ている場合は、令和7年分の「確定申告書」又は「令和8年度分市区町村県民税申告書」等の「所得金額欄」に記載されている金額を該当する所得欄に記入してください。なお、金額が「マイナス」の場合は「0円」とし、他の所得と相殺しないでください。  
※2025年に複数の所得がある場合は、その所得について事業等の内容、開業等の年月、現在継続しているか等を確認し、余白に記入してください。
- 2025年1月2日以降に開業・転業している場合は、「給与以外の所得見込みに関する申立書【様式5】」に基づき、2026年中の所得見込み額(年額)を記入してください。
- 生別した父又は母から養育費等の援助がある場合や親族・親戚等の援助がある場合は、「世帯状況等申立書【様式9】」または「申立書【様式12】」に基づき算出した年間所得金額を、「親戚等の援助欄」に記入してください。
- 私費外国人留学生で、本国からの送金や経費支弁者援助がある場合は、「申立書【様式12】」に基づき算出した年間金額を、「親戚等の援助欄」に記入してください。

## 本人欄について

- 基準日現在、申請者が定職に就いている場合や年金等を受給している場合は、該当する所得欄に記入してください。
- 前年に定職等の所得があったが、退職等により現在は所得が無い場合は、「授業料免除申請書【様式1-1】」にその旨を記入してください。

## 課税証明書の提出について

申請者、配偶者、父、母及び「就学者を除く家族欄に記入した者(満15歳未満の者を除く)」については、所得の有無に関わらず、全員の所得・課税証明書を提出してください。